

電気供給約款別紙（中国電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 中国 のむシリカ電力 お得シンプル

1. この実施要綱の適用エリア

岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県（隠岐諸島[島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島]を除く）、
兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①電力量料金±②燃料費調整額＋③再生可能エネルギー発電促進賦課金

①電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

②燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

③再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ご使用電力量に応じて算定した金額が最低月額料金を下回る場合（使用開始月および廃止月を除く）は、最低月額料金を再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額をご請求します。

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（中国のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

また、①電力量料金が3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める最低月額料金を下回る場合には、同3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める計算方法が適用されます。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに、お客さまが1年を通じてこのシンプルコースの適用を受けることを希望される場合に適用します。

(a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(b)1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100または交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200または交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ) 電力量料金単価（税込）

1キロワット時につき	37円83銭
------------	--------

ホ) 最低月額料金

ニ（電力量料金単価（税込））によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

最低月額料金	1契約につき	1,826円25銭
--------	--------	-----------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金および本約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(a)電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間

(b)供給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

(c)契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

ヘ) その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。